

# **住民監査請求の手引き**

八潮市監査委員事務局

## 目 次

- 1 住民監査請求とは
- 2 監査請求の対象となるのは
- 3 監査請求は誰ができるのか
- 4 監査請求はどのような方法で行うのか
- 5 請求書はどのように作成するのか  
    地方自治法施行規則（別記）の様式
- 6 監査請求の手続きはどうか
- 7 監査の結果に不服がある場合にはどうか
- 8 監査請求書面の提出先・監査請求に関する問合せ先は

## 1 住民監査請求とは

住民監査請求は、八潮市民の方が、市長等職員による公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行などの財務会計上の行為が、違法又は不当であると認められるときは、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、八潮市がこうむった損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求するものです。(地方自治法第242条)

## 2 監査請求の対象となるのは

監査請求することができるものは、次に掲げる八潮市の財務上の行為がある場合です。

- (1) 違法又は不当な公金の支出
- (2) 違法又は不当な財産(土地、建物、物品など)の取得、管理、処分
- (3) 違法又は不当な契約(工事請負、購入など)の締結、履行
- (4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担(借り入れなど)
- (5) 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実(市税の徴収を怠る場合など)
- (6) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実(損害賠償請求を怠る場合など)
  - 注1) 上記の(1)から(4)は、それぞれの行為が行われることが相当な確実さで予測される場合も対象となります。
  - 注2) これらの行為の日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することはできません。
  - 注3) 注2の「正当な理由」は次の要件を全て満たすことが必要です。
    - ① 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
    - ② その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかつたといえること。
    - ③ その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること。  
(「相当な期間内」は、それぞれの事案により異なります。)
  - 注4) 1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。請求人の旅行や病気などの理由は該当いたしません。

## 3 監査請求は誰ができるのか

- (1) 請求できるのは、八潮市内に住所を有する方です。
- (2) 八潮市内に所在する法人も監査を請求することができます。

## 4 監査請求はどのような方法で行うのか

- (1) 所定の書面(5に掲載)を作成して行うこととなります。
- (2) 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付

(様式の定めはありません) することが必要です。

注1) 事実証明書の例：公文書公開請求により開示を受けた文書の写し、  
新聞記事の写しなどです。

(3) 請求書の提出は、できるだけ直接持参してください。やむを得ない場合は、郵送でもかまいません。

## 5 請求書はどのように作成するのか

請求書の様式及び記入例は次のとおりです。

### 地方自治法施行規則（別記）の様式

## 八潮市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

※ 次の事項について記載して下さい。

- \* 誰が(請求の対象職員：長、委員、職員等)
- \* いつ、どのような財務会計行為を行っているか
- \* その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
- \* その結果どのような損害が市に生じているか
- \* どのような措置を請求するのか

### 2 請求者(請求者が複数の場合、代表者を定め、連署する。)

住所

氏名 ( 自署して下さい )

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

八潮市監査委員 あて

注1) 縦書きでも差し支えありません。

注2) パソコンなどで作成した場合であっても、請求者の氏名は必ず自署して下さい。



## 8 監査請求書面の提出先・監査請求の問合せ先は

請求書は、八潮市監査委員事務局まで直接持参するか、または郵送して下さい。

宛 名 八潮市監査委員事務局

電 話 048-996-2111 (内線) 294

住 所 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1